

宇多津町農業委員会定例会議事録

開催日時： 令和8年3月19日（木）午前9時30分～午前10時01分

開催場所： 宇多津町役場西館2階

出席議員： 垣渕 直子
西山 修
福原 左恵子
野田 勝彦
宮本 政文
谷川 英昭
大坂 秀美

欠席議員： 稲田 直樹

農業委員会事務局出席者

事務局長 福田 伸之
事務局次長 三谷 真平

(午前9時30分開会)

○大坂会長

はい、おはようございます。

久しぶりの雨といいますか桜も咲きかけようとしていますが、早明浦ダムもまだ40%少しで貯水量が少ないと。そういったことで高知の方では何か田植えも始まったということなんです、我々のところ、仁池の方については一応満水状態で保持しているということです。これからの雨によってはまた我々のしつげがどういうふうになるかわかりませんが、水路の方としてもいろんな問題抱えております。

本日、議案がたくさんありますのでよろしくお願いいたします。

○福田事務局長

それでは早速議案の方入っていきます。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請です。

農業委員会の受付は令和8年3月2日で、申請内容は所有権移転となります。

申請地は宇多津町****番*、****番*、合計で面積***m²です。

地目は***番*が畑、***番*が田、現況は2筆とも畑でございます。

譲渡人は、****市****番地*、****様、**県**市****番地****様です。

譲受人は、****市****番地、****様。

譲渡人が高齢で廃業を考えていたときに、農業規模拡大を考えていた譲受人との間で話がまとまったようです。

譲受人は、善通寺市で約4200m²の農地で水稻をしており、現在800m²の水稻農地も所有権移転登記中ということです。

また、お住まいは**市ですが、職場は宇多津町内であり、当該農地ではブロッコリー、トウモロコシ、サニーレタスを耕作する予定とのこと。

それではご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大坂会長

今説明があった通りですが、今日稲田さんが休みなんでこの辺りのことはあんまりわからんですが、今のは本人、譲受人の農業を継続してやるというような話でしげどいかがいたしますか？

○谷川委員

結構ですよ。

○大坂会長

もう農業を継続してくれるいうんで、はい。

他にありませんか？

なかったら賛成、承認ということでよろしいですか？

○委員一同

はい。

○福田事務局長

はい、ありがとうございます。

議案第2号に入ります。

こちら農地法第3条第1項の規定による許可申請になります。

農業委員会の受付は、令和8年3月2日で申請内容は所有権移転となります。

申請地は、宇多津町****番*、***番、合計で面積****㎡です。

地目は田、台帳現況ともに田でございます。

譲渡人は***市***町***番地*、****様。

譲受人は***町***番地、****様でございます。

この土地は、先月の無断転用物件の残地であり、廃業を考えている譲渡人との間で話がまとまり、今回の申請に至ったとのこと。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○大坂会長

今、説明があったように無断転用地区が一部あった中の残りの田んぼということで、一応長縄手水利もここへは一応現地確認はさせていただいております。

そういったことで一応問題はないのかなというふうに私ども思っておりますが、何かご意見ありますか？

○谷川委員

結構です。

○大坂会長

はい、そしたら承認ということでよろしいですか？

○委員一同

はい。

○福田事務局長

はい、ありがとうございます。

それでは第3号に入ります。

農地法第3条第1項の規定による許可申請になります。

農業委員会の受付は令和8年3月2日で、申請内容は所有権移転となります。

所在地は、宇多津町****番*、***番*、****番*で、合計は****㎡です。

地目は***番*と、****番が田、***番*が雑種地。

現況は***番*と***番*が雑種地で、****番は田でございます。

譲渡人は、****の弁護士である****様。

譲受人は宇多津町****番地、****様でございます。

今回の案件は*****からの提案ということです。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○大坂会長

ここの買受人につきましては、長縄手水利組合の方に所属しているわけですが、私が水利組合の組合長になって、令和3年から水利費を納めてない。で、その前には*****さんが組合長しているときにも、2、3年前ぐらいからは支払いを拒否している。一応本人の方へは、郵便物での請求を行ってりましたが、それについても私どもの方へ返ってくる。本来であれば、宇多津が農振地区であったならば、土地改良事務所があって、法的な根拠で水利費を納めさせることができるんですが、宇多津町については農振法がない。また、それによって土地改良もないということで、これをそのまま譲り渡したときに水利費を納めてくれなかったら大変困るということで、私の意見としては一応許可はしない、保留ということで進めさせていただきたいなど。

つきましては、一応これ法律事務所の*****さんが入っておるので、今まではそがこの農地については水利費を納めてくれてたところあたりの話をこの*****さんと話して、実は納めてくれてないと本人の所有地ね、それがまた増えたんでは我々としても困るということで保留をさせていただいたというふうなことの話はちょっとしていこうかなと思ってます。

だから今回についてはそういった今までの経緯があるんで、保留ということで、皆さんいかがですか？構いませんか？

長縄手も人数多いんですけども、支払いしてくれないのはここだけです。ほんとにね。で、この人元々は長縄手の水利組合の役員もしていた。*****さんな。

そういったことでこれについては保留ということでよろしいですか？

○大坂会長

はい、どうぞ。

○野田委員

鍋谷に水利費というのがないんですけど。

水利費と言ったらどんなの？実際は？電気代？

○大坂会長

いや、電気代も入ってる。津の郷の大きな風船あるよね。大束川の堰き止めた、それはみんなから水利費をもらったお金で井出ざらいしたときに軽トラのダンプとか、いろいろ業者が入ったりしたときに費用払う。

○野田委員

それを割るんですか？

○大坂会長

そうそうそう。実際さっき言ったように、長縄手水利組合の総会があったときは議事録をちゃんと取っております。議事録署名人も認定して、議事録ができた後に判を

もらって、それぞれしてるわけですが、前回うか今年の2月に総会したときにこの**さんも来ました。**さん来たらお菓子だけとって帰る。

○野田委員

で、わりわりや、わりを田んぼの平米数で。

○大坂会長

そうそうそう。平米数によって毎年お金を費用もらってるということ。

○野田委員

全部かかった費用をわるんですね、そうですか。

○大坂会長

これだけ役員してたら一応手当、水門番なら水門番。あそこの大東川のな、あれにしても、人件費として幾らずつか払ってる。そういった決算関係も全部出ております。

○野田委員

集金人という人がいて。

○大坂会長

集金人はいないけど役員が全部行ってるんや。持っていくか、何軒かは引き落とし。できたら農協の口座から引き落としさせてもらうんだけど何人かは現金で払うわというところへは役員がそろって集金には行っております。

けどこの家も、***さんがいた頃でも3回ぐらいは行ったような気がする。銭払ってくれと言って。けどそれも払わないと言う。総会するときにも話はしたんだけど、面積が違うんだと**さんの申し立てはね。それならその面積見せてくれという話までしている。総会にきている他の人もそれやったら今からお前家近いんだからその用紙、水田台帳言うんかな、あれ持ってきたらいいわと言うけどそれも持ってこない。

そういった経緯があるんでこれに関しては、できたらこの弁護士さんと相談して、結局はこれからは水利費はちゃんと払いますという念書をもらおうと思っている。もうそこまでしないとこの人間はなかなか難しい。

そういったことですみませんが保留ということで、はい、よろしくお願いします。

○福田事務局長

はい、そしたら保留ということで。

今後は、会長と事務局とあと精算人の弁護士さん踏まえて、前に進めていきたいと思えます。また進展があればこの場でお知らせすると思えますのでよろしくお願いします。

それでは議案第4号入っていきます。

農地法第3条第1項の規定による許可申請になります。

農業委員会の受付は令和8年3月5日で、申請内容は所有権移転となります。

所在地は宇多津町***番*、面積は***㎡です。

地目は田、現況は畑でございます。

譲渡人は宇多津町****番地*、****様。

譲受人は**市****番地****、****様でございます。

今回の案件は、譲受人が購入を希望する住宅にこの農地が含まれており、この申請に至ったとのこと。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○大坂会長

今説明があった通りですけども、ここについてはこれ周り建物になっているのかな？奥に建ってる？

○福田事務局長

手前

○大坂会長

この辺り前に出たのかな？前回か前々回これはまた違うやつかな？

○福田事務局長

別ですね、うん。これについては、鍋谷の方の野田さんに聞いた方がわかるのかな？

○野田委員

隣ですけど…。隣です。昨日私ちょっと待って…。承認はします。

○大坂会長

別に問題はないんだね。

○野田委員

うん。別にないです。賛成です。

○大坂会長

うん、もうそれだけで構わないですか？

○野田さん

えっとね、これ畑ですね？これ3条で畑で事務局の福田さんが言ってたのは今から宅地にするかもわからないという。今から宅地が出てくる、農転が出てくる。

○大坂会長

そこまではまだ

○福田事務局長

まだいやいや、そんなことは聞いてないですよ、全然、奥が宅地で、それと一緒に購入の希望を出してると。

○野田委員

もうブロックでもう家を囲んでしまって中身畑を半分からこっち側畑。だから家潰すと言って昨日聞いたんで、買った人が畑の上に建てるかどうかは買った人の自由ですけど承認は。

○大坂会長

別に問題はないということやな。地権者とか色々は。あとは購入した人の庭にするか畑にするか。そこら辺りも別に問題はないんやろ？

○野田委員

ないです。

○大坂会長

家建ててでも、ブロックで塀囲っても、別に住宅地の中でその本人がどういうふうにしていくかは自由。

○野田委員

周りについても問題がないということで1つちょっとだけ言わせてもらおうと鍋谷、定池があるでしょ。

○大坂会長

うん

○野田委員

定池、大工さんが来て、何建設か忘れたけど毎年僕が困るのは草焼き。火を付けたら煙と灰が会社の屋根の方へ飛ぶんです。関係ないですけどそれでもう困ってるんです、会長。

○大坂会長

結局草焼きしてその灰が家にかかって、相手から苦情を言ってくる。

○野田委員

苦情まではない。向こうが後から来てるわけですから、うちが先だから。

○大坂会長

要はそういうことだよな。

○野田委員

風向きで。はっきり言うけどね土手焼きができないんです。

○大坂会長

やりにくいということやね。仁池の方でも土手焼きしてたら、車の修理屋かな、ペンキ塗ったり、吹き付けしてたら、その作業に迷惑がかかるんだと。灰とかかすみたいのが飛んでいったら困るなど。だからそれは事前に何月何日、草焼きするという話はしてからしてるけどな。だから、そこらあたりそういう話は事前にいつ焼こうと思うけど洗濯とかそんなのはどっちに行くかわからない。そこらあたりはそういうふうにもできないといけないんじゃないかな。乾燥をめちゃくちゃしてるから。そんなときにはできるだけしないようにしないと思うし。

そういったことで構わないですか？野田さん。

○野田委員

はい、いいですいいです。困っているのだけ聞いてもらったらいいです。

○大坂会長

そういった野焼きとかも街中になってきたら面倒いのは面倒いからね。そこらあた

り燃やさずに何か回収方法をいうのも、行政の方もちょっと考えてもらわないといけないのかなど。

○野田委員

実際には建築確認が済んで家が建った。家が建ったのがもうそこから始まりですわ、うん。僕にしたら。

○大坂会長

そこらあたりお互い住民同士でね。

○野田委員

そこに家建てたと言うから、もうそもそも県が確認してるのか？私は水利組合の判は押しました。押しましたけどまさかね、向こうの端、土手の方につけて、2階建ての木造を建てるというのは…。南の方へ建ててくれればね、もうべたっと土手の横へ。

○大坂会長

そこら辺りまた行政の方で、燃やさずに何とかできる方法を考えていかないとしょうがないかな。

○野田委員

保険に入っておかないと。

○大坂会長

いや、保険だけでは具合悪いやろ、こんなとこ誰が考えたって火を付けたらこの前や横にあるのにだめだろって言われるんじゃないか？この頃だし。

○野田委員

だから、津の郷みたいに付け放題だったらいけっ～と言うて10人ぐらいでいけるけれども、すぐ横に建物が来たから。

○大坂会長

そこらあたりはもう今言う池の管理とかそういったことが、農家自身が高齢化してどうにもならんようになってきている。

○野田委員

ついでに言うんだけど、もう農家は水つかってないんです。1年中。定池は使う田んぼがなくなって。県知事に言って。

○大坂会長

俺らはよくわからんけど、そこの池の水によって生活排水の水をね、流していくとかそういう生活環境にもね、上から水が流れなかったら生活排水溜まってしまって臭くてだめだと言うような話になるかもわからんしな。場所から言ったら。

○野田委員

そうはならないと思います。

○大坂会長

そこらあたり私もわからんけどな。我々、長縄手の水利だったら大東川から

水入れて各民家の横をずっと排水路を全部流してる。そしたらもう生活排水は絶対に流していかないとたまったら、同じ一般の人にも井出ざらいはしてくれよという話はしてるわな。

そういったところで、実際農家だけが今言う用水の井出ざらいするのではなくて、一般住民の人も出てきてもらって、やっぱり一緒に排水していかないと、生活するのに泥が溜まって蚊がわいてそれで臭いがと言うようなことになったら、実際にはあれどこかな、**か、あの辺りの方では臭ってダメだというのを一度聞いたことがある。そんなのは井出ざらいしないからだと言ってて。

実際にそこら辺りまで我々の方が井出ざらいに行ってるわけじゃないからなあ、地域が変えられてるということで。だからその辺りも、言ったらもう農家自体の高齢化が進んで、南の小学校になったら、もう胸ぐらいまでの深さがあるからね。用水の水が流れてるのはこんなものだけど、上がり降りするのにもう年寄りも脚立持って来てきて降りている。そんなとこ井出ざらいしろと言われても、もういつまでも出来ない。それが現状ですわ。

だからそういった問題は、行政の方と火を使わないで処理できる方法を考えていく。まさか除草剤やるわけにいかないし。食べてしまったらなあ、二次災害を起こすようなことになって困るし。だからそこらあたりは行政の方といろいろ検討してもらって、燃やさずに済む方法の方がいいような気はするね。

○野田委員

だけどそれ集める言ったら人がいない。がんじきで全部6人しかいない。女の人が3人、半分。

○大坂会長

ただ、それを燃やさずに置いてたら、俺らみたいにたばこ吸ってる人間、たばこ捨ててふっと火がつくと困るしね、終わってしまう。

そこらあたりは行政もちょっとな、いろいろ考えてみてください。どうせいこうせいしろと言うのは言えないけど、できるだけそういうふうにならないように何かの方法で検討できるように。すみませんが、池係も大変やろうと思うけど。

○福田事務局長

そうですね、はい。

○大坂会長

大東川の方はもう全然火付けられないし。早く火付けて燃やしたほうがいいわと思ってるんだけど、あれはダメなんだよね。

○福田事務局長

県がね、管理してるし。

○大坂会長

はい、そういった事で。

そしたら今度はこの案件についてはよろしいですね？

○委員一同

はい。

○福田事務局長

はい、ありがとうございます。

池に関してはね今後ももう使われてない池が出てくると思いますんで、廃止踏まえてね、議論していきたいと思えますんでよろしくをお願いします。はい。

それでは議案第5号の方へ入ります。

農地法第4条第1項の規定による許可申請になります。

農業委員会の受付は令和8年3月5日です。

転用目的は宅地拡張です。

所在地は、宇多津町****番*、面積は***㎡です。

地目は田、台帳は田、現況は宅地で、車庫が建築されており、無断転用案件となります。

申請人は宇多津町****番、****様です。

申請人は、親族と相続協議をした中でこの土地での無断転用が判明し、今回の申請に至ったようです。

水利は津の郷水利組合の同意をいただいております、香川用水決済金も完済しており、始末書も提出されております。

それではご審議よろしくをお願いします。

○大坂会長

これも宮本さんのところの近所やな。

○宮本委員

はい、うちの隣です。

一応水利総代の方から、ちょっとこういう案件でということで相談がありまして、自分のところの土地の中ということで特に問題ないということで水利総代の方と同意しております。はい、以上です。

○大坂会長

これ私のところに電話かかってきたんよ。とある司法書士かな、長縄手水利組合ですかと言ってきて、**さんとこというから**さんのどこかなと言ったら家の前だと言ってきて。あそこね車庫を家の前に立ててるのは知ってたんだけどね。その土地だったら池がかりだから津の郷へ行ってくれという話をしました。だけど別段問題ない？

○宮本委員

はい。

○大坂会長

はい。じゃあこれはもう承認ということでよろしいですか。

○委員一同

はい。

○福田事務局長

はい、ありがとうございます。

それでは議案第6号に入ります。

非農地証明願が提出されております。

農業委員会の受付は、令和8年3月3日でございます。

所在地は宇多津町****番*、面積は***㎡です。

地目は田、台帳も田、現況は宅地で農業用倉庫が建築されております。

建物内部は写真ではありますが、農業用の資材や米の乾燥機、米の冷蔵庫などが確認できました。

また昭和50年の航空写真も確認しましたが、その時点でも建物も確認することができております。概ね一般的に20年以上の非農地状態ということで非農地証明を出しておりますが確認も取れております。

それで農地法の適用を受けない土地であることを証明して問題ないと考えますがいかがでしょうか？

○大坂会長

はい、早くからしてたんだな。

○福田事務局長

そうですね。

○大坂会長

もう、今更もうこれ言ってもいかん。本人の方からそういった始末書も出してくれてるということで、これはもうそのまま承認ということでよろしいですか？

○委員一同

はい。

○大坂会長

はい、ありがとうございました。

○福田事務局長

ありがとうございました。

○大坂会長

承認ということで。

○福田事務局長

この案件で***の**さんに関わる農地は完了となりますのでご報告させていただきます。

それでは議案終わりましたんで、その他ということで今変更しております地域計画のことを三谷事務局次長に説明いただきます。

○三谷事務局次長

はい。その他といたしまして、変更地域計画について報告します。前回の農業委員会にて意見徴収いただいた変更地域計画案を同様に J A と農地機構にも意見聴取いただき、3月3日に縦覧公告し、3月4日から17日まで2週間の縦覧を特に意見なく満了しました。

今後ですね、公表のため変更計画内の農業を担う者を伏せ、今後3月25日に宇多津町ホームページにて報告予定であることを報告いたします。以上です。

○大坂会長

別に問題なかったよな。

○福田事務局長

はい。

○大坂会長

農地機構やそういうのも一緒に来て、それに協議に入ってもらって、これはいいだろうという話になったということやろ？

○三谷事務局次長

一応了承いただいています。

そういった案件ですのでよろしいですか？何か質問があったら、ないようでしたら、はい。

○福田事務局長

はい、ありがとうございます。

この関連ということではないんですが、先月案内しました補助金覚えてらっしゃいますかね？400万以上というやつは補助金なんですけど、1名の方が手挙げられて、その要件が地域計画に載ってるという要件がありますんで、もし採用された場合は、今後また変更をかけてその方が地域計画に入ってくるというようになりますんで。またそのときは報告させていただきます、はい。

○大坂会長

はい。

○福田事務局長

以上になります。

○大坂会長

はい。どうも、ありがとうございました。

本日の農業委員会、これにて終了させていただきます。ありがとうございました。

(午前10時01分閉会)